



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会社名 西松建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石橋 直  
(コード番号 1820 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 河埜 祐一  
(TEL. 03 - 3502 - 0232)

### 内部統制システム構築の基本方針の改定について

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

(改定箇所は、下線で示しております。)

記

平成 18 年 5 月 18 日制定  
平成 20 年 4 月 22 日改定  
平成 21 年 5 月 15 日改定  
平成 21 年 5 月 20 日改定

### 内部統制システム構築の基本方針について

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員全員に法令・定款等の遵守を徹底するため、社長直轄の「コンプライアンス推進室」を設置し、その責任のもと、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル・実践版を作成するとともに、全役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、社内・社外双方に報告窓口を持つ内部通報制度を構築している。

万が一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進室は、違反事項についての調査の必要性の有無、是正・再発防止策の策定、社内外への広報、違反者への懲罰などについて、社長等をメンバーとする「内部諮問委員会」

に諮問し、その答申をもって是正措置を講じることとする。

コンプライアンス推進室は、コンプライアンス規程に従い、本支店及び関係会社のコンプライアンス担当者を指名し、推進室が発する周知事項を担当組織内に周知させる。また、推進室は、コンプライアンスの実施に関する状況監査を実施するとともに、役職員に対する適切な研修体制を構築し、研修を通じて役職員に対するコンプライアンス意識の高揚、内部通報制度などについて更なる徹底を図る。

更に、内部調査委員会が策定した再発防止策の実施状況のモニタリング及び取締役会への提言と勧告、並びに今後新しく生じたコンプライアンス上の諸問題への対応を行うため、従来のコンプライアンス委員会を廃止し、外部有識者によるコンプライアンス委員会を新たに設置することとする。事務局はコンプライアンス推進室が担当する。

また、反社会的勢力とは関係を一切持たないとの行動規範を徹底するとともに、対応を統轄する部署を総務部とし、マニュアルの整備、徹底を図ることとする。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針、社内情報システム運用規約に基づいて対応する。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、内部統制委員会が個別リスクごとに責任部署を定め、その予防的リスク管理体制と発見的リスク管理体制を構築することとしている。

それらのリスク管理の整備・運用上の有効性の評価は同委員会が行い、問題がある場合には各々の責任部署に対し是正勧告を行うこととしている。

監査室は、リスク管理の責任部署と同委員会による「リスクの管理⇒有効性の評価」という一貫したシステムが存在するかどうか、またそれが適切に運用されているかどうかを監視することとなっている。

同委員会は、自ら洗い出した個別リスクの責任部署及び予防的リスク管理体制・発見的リスク管理体制を、必ず取締役会及び監査役会に報告することとなっている。

このように当社のリスク管理体制は、「リスク管理責任部署－内部統制委員会－取締役会」で形成され、「リスク管理状況⇒有効性評価⇒報告」というシステムの存在及び運用状況を監査室がモニタリングする形で監視されている。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、取締役会が決定した中期経営計画及び年度計

画に基づき各執行役員が目標達成のための戦略を立て、活動する。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているか否かについて、取締役会がモニタリングを実施し、必要に応じて執行役員に計画修正を求め実行させる。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規則により定められている事項がすべて取締役会に付議されることにより、その経営判断に資する十分な情報が提供される体制を確保するものとする。

取締役会が十分な情報に基づき的確な意思決定を行うため、「意思決定支援に資する会議体」として平成21年6月より支店長及び本社関連部署の部門長からなる「支店長会」を設立する。

#### ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

企業グループにおける業務の適正を確保するため、管掌取締役を定め、コンプライアンスを重視した業務が適正に遂行されているかを適切に管理する。

グループ会社の経営管理については、管掌取締役が、取締役会及び監査役会に報告する。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、その構成員を監査役職務を補助すべき使用人とする。監査役会事務局には専属の補助使用人を配置し職務にあたらせるものとする。

#### ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

人事部長は、監査役会職務の補助を担当する使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査役の意見を聴取することとする。

#### ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- ・ 取締役が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実
- ・ 全社的に影響を及ぼす重要事項
- ・ 監査役会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

#### ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備する。

- ・取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つとともに、主要な稟議書  
その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、職務執行の状況を監督する。
- ・業務監査を担当する監査室並びにコンプライアンス監査を担当するコンプライアンス推進室との連携を強化する。
- ・当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、財務報告の信頼性確保のために、綿密な情報交換を行うなど連携を図る。

以 上